

2020年度 事業計画

(事業計画は、定款第4条の8の事業に沿って計画)

I 訪問看護事業に関する情報交換、連携、調整等によるネットワーク強化事業

1. 総会開催 (7月11日)
2. 理事会開催 (5月、7月、9月、3月)
3. 訪問看護部会開催 (5月、7月、9月、12月、3月)
4. ブロック活動の推進 (ブロック活動計画参照)
ブロック活動を推進し、地域のネットワークを強化する。
5. 委員会活動の推進 (委員会活動計画参照)
管理者育成等を通して、ネットワークを強化する。
6. 訪問看護に関する周知活動
多職種連携会議、地域ケア会議等へ積極的に参加し、地域で訪問看護を周知する。
7. 組織力強化と入会への働きかけ
ブロックで未入会事業所への働きかけを強化する。

II 訪問看護の質向上に関する研修会、講演会等の開催

1. 委員会での人材育成に関する課題の検討と研修会開催 (委員会活動計画参照)
2. ブロック内での研修会開催 (ブロック活動計画参照)
3. 兵庫県福祉・介護従事者キャリアアップ研修事業への取り組み
委員会主催の研修会を申請する。
4. 兵庫県看護協会が行う訪問看護人材育成関連研修会への参加の推奨

III 訪問看護事業における管理者育成及び運営改善に対する課題検討、政策提言等に関すること

1. 管理者育成委員会活動 (委員会活動計画参照)
2. 管理者研修参加の推奨
3. 訪問看護ステーション運営における課題の明確化と政策提言

IV 地域包括ケア推進における関連団体との連携・協働推進事業

1. 理事会における他団体との連携・協働推進
2. 地域での多職種連携会議、地域ケア会議等への参加推進
3. ホームページのリンクを活用した情報の連携

V 訪問看護事業の普及啓発に関する事業

1. 地域住民、他職種への広報
 - 1) ホームページの訪問看護ステーションマップを更新する。
 - 2) 広報誌を発行し、本会の活動を紹介する。
 - 3) ブロックの多職種連携会議、地域ケア会議等へ積極的に参加する。(ブロック活動計画参照)
 - 4) 訪問看護アクションプラン2025「国民の皆さまへの訪問看護からのメッセージ」を地域へ届け、訪問看護の普及促進を図る。

VI 訪問看護事業に関する行政等からの通知及び情報の周知

1. 会員に対する印刷物、インターネットを利用した情報発信
2. ホームページ、広報誌による情報発信

VII 訪問看護事業の経営及び訪問看護の質の確保・向上等に関する調査研究

VIII その他、本会の目的達成に必要な事項

1. 全国の会議・研修会等への参加